

## 第8回緑区中山町住居表示検討委員会

日時：平成29年5月16日（火）

午後3時から

会場：中山町自治会館

### 次 第

1 開会

2 報告

寺山町Aエリア住民説明会の報告について 資料1

3 議事

(1) 寺山町Aエリアの今後の検討について 資料2

(2) 新町名アンケートの調整状況について 資料3

4 次回以降の検討委員会について（日程調整）

5 閉会

## 寺山町Aエリア住民説明会の報告について

### 1 開催報告

#### (1) 開催結果

説明会は全て緑区地域活動センター「みどり一む」にて開催しました。

4月20日(木)	4月22日(土)	4月23日(日)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催時間 19時から 20時まで</li> <li>・ 参加人数 4名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催時間 14時から 15時20分まで</li> <li>・ 参加人数 8名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催時間 10時から 11時20分まで</li> <li>・ 参加人数 5名</li> </ul>

#### (2) 説明内容

- ・ 住居表示とは何か
- ・ 中山町住居表示の経緯
- ・ 寺山町と中山町の町境について
- ・ 寺山町から町名が変更になった場合の影響
- ・ 今後のスケジュール

### 2 質疑応答

	質問・意見	回答
質問 ①	寺山町の町名変更は決まっているのか。	決まっています。現在、緑区中山町住居表示検討委員会で検討中です。実施の可否は平成30年5月に決定する予定です。
質問 ②	広いバス通りより一つ中山寄りに道が通っている。その道を町境にすることはできないのか。	該当の道は一部が私道となっています。私道ですと、町の再開発などにより道が消滅してしまう可能性があり、町境にするには適していません。また、公道に変更するには幅が足りないため、道の拡幅を行う必要があります。その際には、道に接している土地を供出していただくなど、ご負担が生じることになります。なお、現在この付近で公道化の案件はございません。

質問 ③	Aエリアは再開発の範囲にも入っていない。10年、20年たっても町が大きく変わるとは思えない。狭い道も住宅の建替え等のタイミングで拡張され、町境も分かりやすくなっていくのではないか。	中山駅前には発展しており、今後再開発の計画が出ないとは限りません。50年、100年先を見据えた街づくりを行っていく上でも、町境の変更は重要だと考えています。
質問 ④	寺山町の町名を変更するのではなく、隣接する中山町の方を寺山町へ町名変更することはできないのか。	できません。町名の変更は、住居表示の実施や区画整理の実施に伴い実施することが原則ですので、現在の中山町を住居表示を実施せずに寺山町に変更いたしません。
質問 ⑤	寺山町は住居表示しないのか。	今のところ、ご要望がありません。
質問 ⑥	住所が混乱しているというのなら、地番を付替えることで解決できないのか。	できません。寺山町Aエリアでは区画整理等住居表示の実施以外で町名を変更するような事業がありません。
質問 ⑦	住居表示は分かりやすい街を作ると言っているが、現状でもインターネットの地図情報などで場所はすぐにわかるため、不便はないのでは。	インターネット上の地図サービスは公的な裏付けのあるものではありません。地図作製会社が目検で住所を確認しながら住所を地図にしていいため、表札に住所が書かれていない場合など、抜けてしまうことがあります。そのように完全ではないため、不便が生じることも多々あります。
質問 ⑧	将来、寺山町を住居表示するタイミングで、再度検討することはできないのか。	できます。ただし、寺山町Aエリアに隣接する中山町の住居表示が実施できなくなるので、中山町内で住居表示未実施の地域ができってしまうことになります。
質問 ⑨	今後、意見を伝えるときはどうすればよいのか。	自治会や商店街に加入されている場合は、自治会・商店街協同組合へご意見をお伝えください。加入されていない場合は、横浜市役所か緑区役所にご意見をお寄せください。自治会・商店街協同組合では所属の検討委員が、市役所・区役所の場合は検討委員会事務局が、住居表示検討委員会へ報告します。

要望 ①	今後さらに説明会を開催するとか、町名変更に関する個別のアンケートを取るなど、Aエリアに実際に住んでいる住民の意見をしっかり聞いてほしい。	—
要望 ②	寺山町という町の名前に愛着がある。自分が住んでいる場所の町名が変わるのは忍びない。「寺山」という名を残すための解決策を、柔軟に考えてほしい。	—
要望 ③	住所などの変更で手続きが多く、住所変更は個人的に反対。	—

## 寺山町Aエリアの今後の検討について

### 1 今後のスケジュール

今後、Aエリアに関して決定しているスケジュールは以下の通りです。

- ・平成29年6月下旬 中山町 新町名アンケートの配付
- ・平成29年7月中旬 アンケート締切
- ・平成30年5月ごろ Aエリア町名変更方針決定

### 2 対応について(案)

#### (1) 町名変更方針決定までに行えること

Aエリアの関係者と意見交換会を開催する

- ・Aエリアの町名変更について、技術的な側面から町名変更の必要性を説明
- ・Aエリアの関係者(住民・地権者)から、意見をもらう
- ・出された意見を検討委員会で検討する

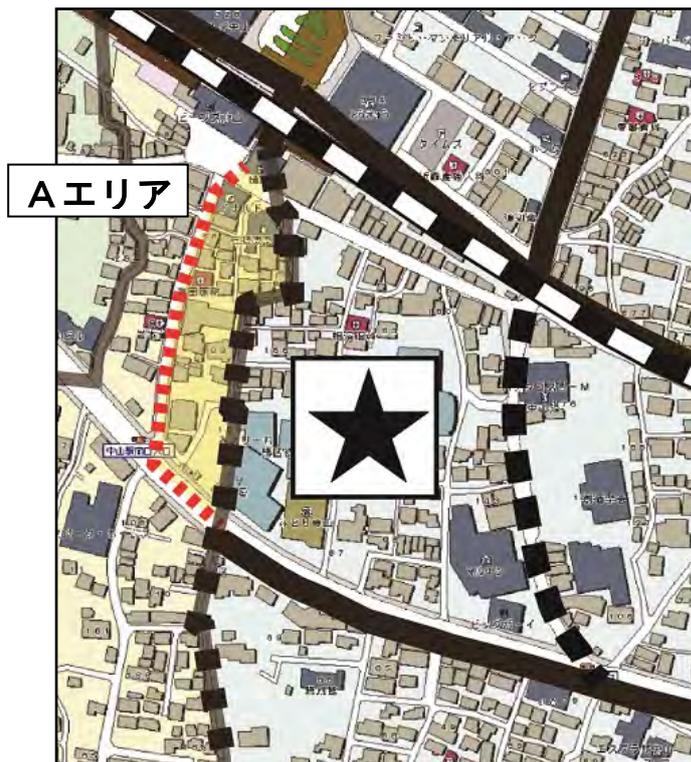
#### (2) 町名変更方針決定後

ア 寺山町Aエリアの町名を 変更する 場合

寺山町Aエリアに対し、変更方針決定のお知らせ(チラシ等)を行う

イ 寺山町Aエリアの町名を 変更しない 場合

- (ア) 寺山町Aエリアに対し、変更方針決定のお知らせ(チラシ等)を行う
- (イ) 中山町★エリアに対し、住居表示を実施しない旨の説明を行う



## 新町名アンケートの調整状況について

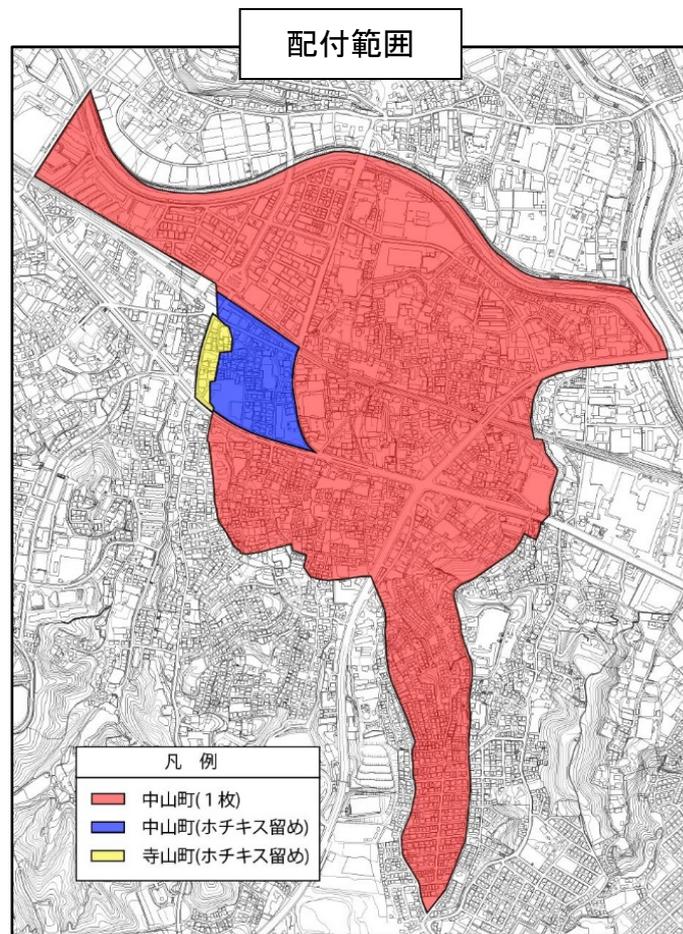
### 1 アンケートの配付について

#### (1) 配付期間

平成29年6月27日(火)から平成29年6月30日(金)まで

#### (2) 配付対象

中山町全域、寺山町の一部(Aエリア)の全世帯・事業所毎に1部



#### (3) 配付物

##### ア アンケートチラシ

1枚(A4両面カラー印刷)

7,200枚配付予定

##### イ A・★エリア用配付資料

1枚(A4片面カラー印刷)

・ ・別紙1参照

550枚配付予定

※A・★エリアには2枚1部としてホチキス留めして配付します

# 緑区中山町地区住居表示実施に伴う 新町名アンケート

**（回答締切：平成29年7月14日(金)必着）**



緑区中山町地区では「住所の同番地が多い」「隣近所で住所が大きく違う」などの住所の混乱を解消するための事業「住居表示」の実施について、検討を進めています。

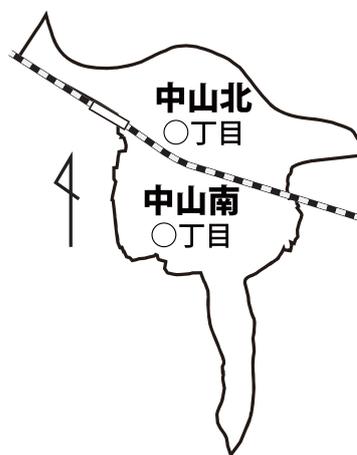
住居表示を実施すると町名が新しくなります。そこで、新しい町名について、地域にお住まいの皆様のご意見を伺いたいと考えていますので、ご協力をお願いいたします。

## 【案1】中山町地区全体を「中山〇丁目」とする



- 町名が簡明でわかりやすい
- △ 「中山」いう町名は他市町村にも多数あるため、正確な住所を書かなければインターネット等での住所検索に手間がかかる

## 【案2】JR横浜線の北側を「中山北〇丁目」南側を「中山南〇丁目」とする



- 南北に分けることで場所のイメージが掴みやすく、住所を特定しやすくなる
- △ 「南」「北」を付け忘れると住所を特定できない

## 【回答方法】郵便はがき(切手不要)

下部の返信はがきを点線で切り取り、回答を記入し、郵便ポストに投函してください。(切手不要)  
※回答は1世帯あたり1回です。

## 住居表示実施に伴う新町名アンケート 回答

ふさわしいと考える案に○をつけてください。

**回答締切：平成29年7月14日(金) 必着**

### 案1

中山町地区全体を中山〇丁目とする案に賛成

### 案2

JR横浜線の北側を中山北〇丁目、南側を中山南〇丁目とする案に賛成

案1、案2以外の町名案や、住居表示についてご意見等があれば、自由に記入してください。

ご意見等は、インターネットでも受け付けています。

ただし**新町名案については、必ず左の郵便はがきで回答を、**お願いします。

※インターネットでの町名回答は無効とします。

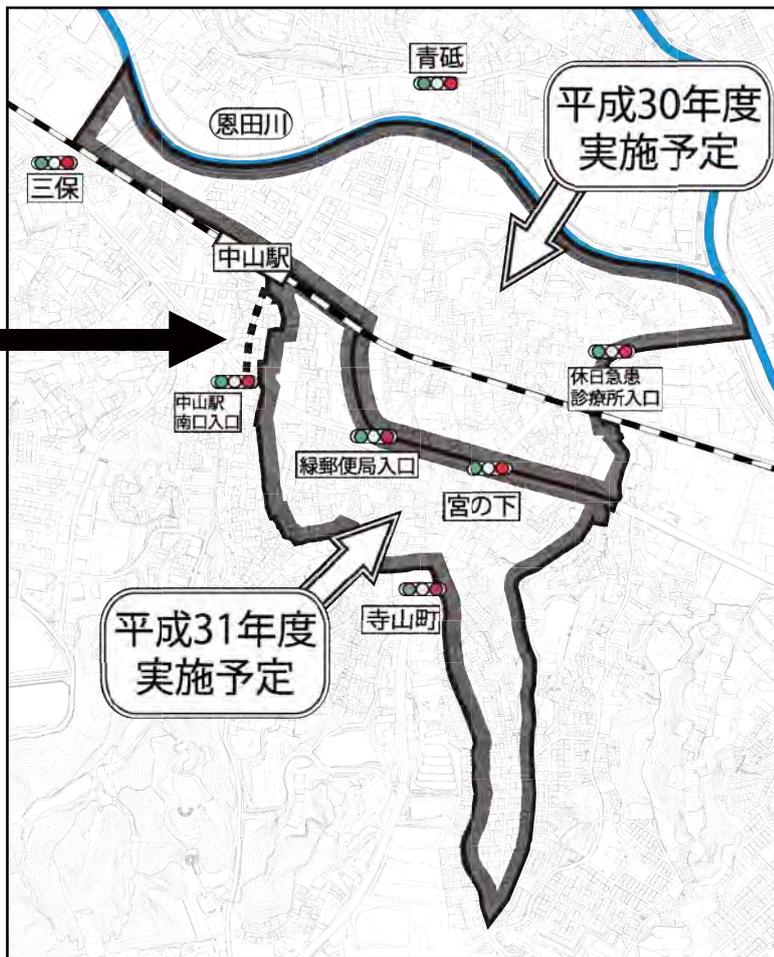
※お寄せいただいたご意見等に個別の回答は出来かねますが、住居表示検討委員会で報告させていただきます。

横浜市 住居表示 検索

裏面あり

<お住まいの町に○をつけてください> 中山町 ・ 寺山町

## 【中山町地区 区域図】



### ●緑区中山町地区における 住居表示実施検討区域

(アンケート用紙配付範囲)

#### ●中山町の全域

右図のグレーで囲まれた範囲

#### ●寺山町の一部

右図の点線で囲まれた範囲

※町境を恒久的な道路に合わせるよう整理し、住所をわかりやすくすることを目的として、寺山町の一部も中山町地区と併せて住居表示実施対象に含めるかどうか、検討しています。

### ●住居表示の概要について

#### ●メリット

同番地や飛び番地の住所を整理することで住所の特定を容易になるため、緊急車両の遅延や配達物の誤配等を防ぐことができます。

#### ●住所の変わり方

＜今の住所(地番を使用)＞

緑区 中山町 ●●●●番地●●

＜住居表示実施後の住所＞

緑区 ●●(●丁目)●番●号

#### ●住居表示の実施時期

平成30年又は平成31年秋頃に実施予定

(中山町地区を2回に分けて実施します)

### ●新町名の考え方

「横浜市住居表示整備要綱」では、

- ・歴史上由緒あるもの、親しみ深いもの
- ・全市を通じて同一町名、類似町名は避けると規定されています。

緑区中山町住居表示検討委員会では、由緒ある「中山」を新町名に用いることが望ましいという意見にまとまりました。

### ●その他検討経過等

住居表示の検討経過や今後のスケジュールについては、インターネットで順次公開しています。

横浜市 住居表示

検索

【ご意見・お問合せ】

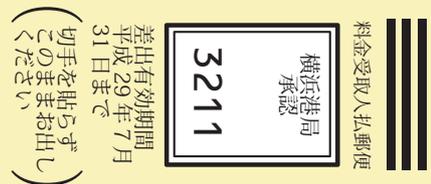
横浜市市民局窓口サービス課  
住居表示担当  
(緑区中山町住居表示  
検討委員会事務局)

TEL:045-671-2320

FAX:045-664-5295

Eメール:

sh-juukyo@city.yokohama.jp



横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市役所

市民局窓口サービス課

住居表示担当 行

郵便はがき  
2318790

017

## お知らせ

新町名アンケートに記載のとおり、現在、中山町地区において、住居表示実施について検討しています。住居表示の実施にあたっては、住所をわかりやすくすることを目的として、法令に基づき、町境を恒久的な道路等に設定することとされています。

このたび、中山町地区の住居表示実施を検討するにあたって、中山町と寺山町の町境を調査した結果、公道等に沿っていない町境が一部見受けられました。

町境を恒久的な道路等に設定するためには、下図①②の町境を変更する可能性があります。

＜町境が変更になると考えられる影響の範囲＞

## ① 寺山町の一部

住居表示実施対象とし、駅前のバス通りに町境を移動させるかどうか、住居表示検討委員会で検討中です。

## ② 中山町の一部(①との隣接エリア)

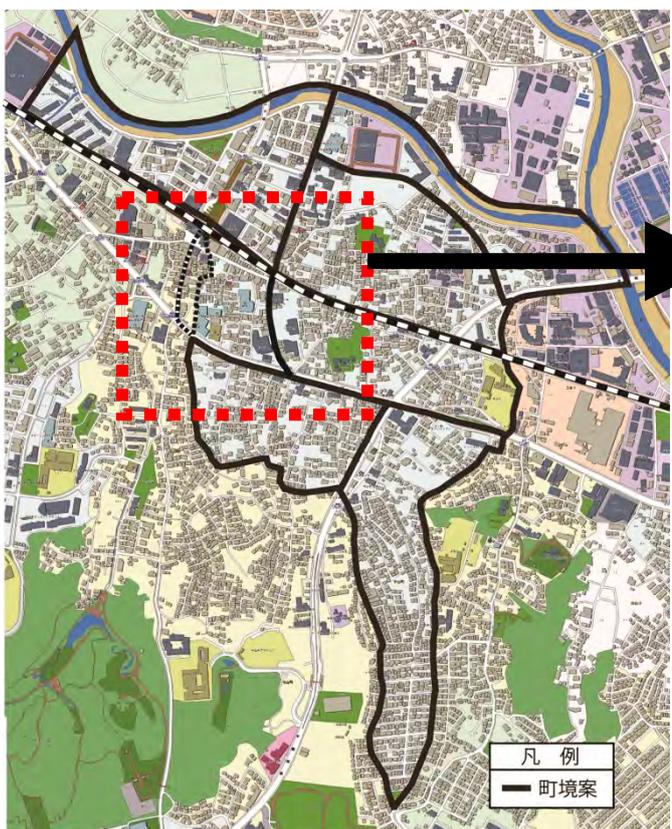
寺山町の一部(①)を住居表示実施対象としない場合は、町境を②の東側の道路に移動させ、①と併せて②の住居表示実施も保留する可能性があります。

今回、住居表示実施対象となる可能性のある中山町全域及び寺山町の一部(①)に新町名アンケート用紙をお配りしていますが、①②の地域において平成31年度に住居表示を実施するかどうかは、未確定の状態です。(平成30年5月頃までに方向性を決定する予定です)

このことを踏まえた上で、仮に、①②で住居表示を実施した場合を想定して、新町名アンケートにご協力いただければ幸いです。

※アンケートにご協力いただいたことをもって、実施の可否を判断することはありません。

＜中山町地区全体図＞



## ① 寺山町の一部

中山町地区に含めて住居表示実施対象とするか検討している地域

## ② 中山町の一部

住居表示実施を保留する可能性がある地域